

集団生活における感染症を踏まえた
震災時避難所の開設・運営のポイント
Ver2.0

令和6年6月
横須賀市
市長室危機管理課
健康部保健所企画課

はじめに

地震が発生し、自宅が倒壊するなどして家に住めなくなった方は、震災時避難所等で避難生活を送ることになります。

このような状況下において、避難者が協力し合い、感染拡大の防止対策を行いながら、安心して避難所生活が送れるように、避難所の開設・運営のポイントをまとめました。

目次

I	共通事項	ページ
	避難所にいる全ての人が実践すること……………	1
II	事前準備	
	1 事前に市民の皆さんが準備すること……………	2
	2 感染症対策物資の備蓄（市）……………	3
III	避難所の開設	
	1 避難者の受入れ……………	4
	2 避難所全体のレイアウト……………	6
	3 一般避難者（健康な方）スペースの レイアウト……………	8
	4 専用スペースのレイアウト……………	9
IV	避難所の運営	
	基本的な感染症対策の徹底……………	10
V	参考資料……………	12

I 共通事項

1 避難所にいる全ての人が実践すること

発災後の集団生活の中で発生しやすい感染症の拡大を防止するために、避難所においても感染症対策を実践しましょう。震災時避難所での避難生活は、長期間にわたる集団生活となります。避難者一人ひとりが感染症対策を意識して、そして、避難者同士が協力して、自分が感染しないこと、人に感染させない意識を持つことが大切です。

また、避難所で感染者を出さないためには、平時の段階で感染しないことが重要です。そのため、日ごろから体調確認等を行い、いざという時の集団生活に影響が出ないよう感染防止に努めましょう。

2 避難所の感染症対策における基本的な考え方について

(1) 十分な換気の実施、避難者同士の適度な距離・スペースを確保する

(2) 一般避難者スペースと体調不良者スペースの分離

- ・ 発熱、咳等の症状がある、または感染症が疑われる避難者がいる場合は、別室や間仕切りを設置し、一般避難者とスペースを分けるとともに、可能な限り他の避難者と動線を分離する。

(3) 基本的な健康管理

- ・ 十分な手洗い、手指消毒や、マスク着用等の咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ・ マスクの着用は個人の判断にゆだねることを基本としつつ、咳などの有症状の者には、周囲への感染防止のために着用を推奨する。

Ⅱ 事前準備

1 事前に市民の皆さんが準備すること

「避難」とは【難】を【避】けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。地震が発生しても、安全に自宅で生活できるように、各家庭で今できることをしっかりと準備して、自助力を高めて、避難所に避難しないことで感染リスクを抑えましょう。

(1) 自宅で生活ができるように準備する

- ・ 必要に応じて、耐震診断、耐震補強工事を実施し自宅の耐震化を図りましょう。
- ・ あわせて家具の転倒防止も実施しましょう。

(2) 避難所以外の避難先も検討する

- ・ 震災時の避難先は、市役所が開設する避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えておきましょう。

(3) 避難先へ持参が必要な物資を準備する

- ・ 食料や飲料水、生活用品など従来から避難者が持参する物資に加えて、感染症対策として持参が必要な衛生用品(マスク・体温計・アルコール消毒液等)について準備しましょう。
- ・ いざという時には、無くなると困る食料、飲料水、生活用品又は衛生用品は、店頭ですぐに購入することが難しくなります。平時から、少し多めに買い置きして、古いものから使用、消費しながら家庭内で備蓄をしましょう。

(4) 日頃から体調管理に気を配る

- ・ 各家庭で、平時から体調管理に気を配りましょう。

2 感染症対策物資の備蓄（市）

従来の備蓄品に加えて、感染症対策を踏まえた避難所運営に必要な物資を備蓄します。
（予定も含む）

(1) マスク

飛沫感染防止のために、避難所ではマスク着用を推奨します。避難者の自助によるマスク着用と持参を原則としますが、未着用者分として、各避難所に 300 枚備蓄し、防災収納庫に保管しています。

(2) アルコール消毒液等

アルコール消毒液を手指消毒用として、防災収納庫に保管しています。清掃（消毒）用として、洗剤（界面活性剤）と雑巾を合わせて保管しています。



(3) 体温計

体温計は、避難者の自助による持参と検温を原則としますが、受付や体温計を持っていない避難者の継続的な健康観察用として、教育委員会が各市立小中学校の児童・生徒用に整備する体温計を災害時に活用します。



(4) ポップアップ式テント

避難所におけるプライバシーの確保や感染対策用として、各避難所に 50 張備蓄します。（※スペースの確保できない避難所は、近隣の備蓄倉庫等へ備蓄します。）

(5) 間仕切り・段ボールベット（地震発生後に調達）

災害時には、神奈川県防災協定を活用して、段ボール製の柱と布による間仕切りシステムと段ボールベットを各避難所に調達します。



Ⅲ 避難所の開設

1 避難者の受入れ

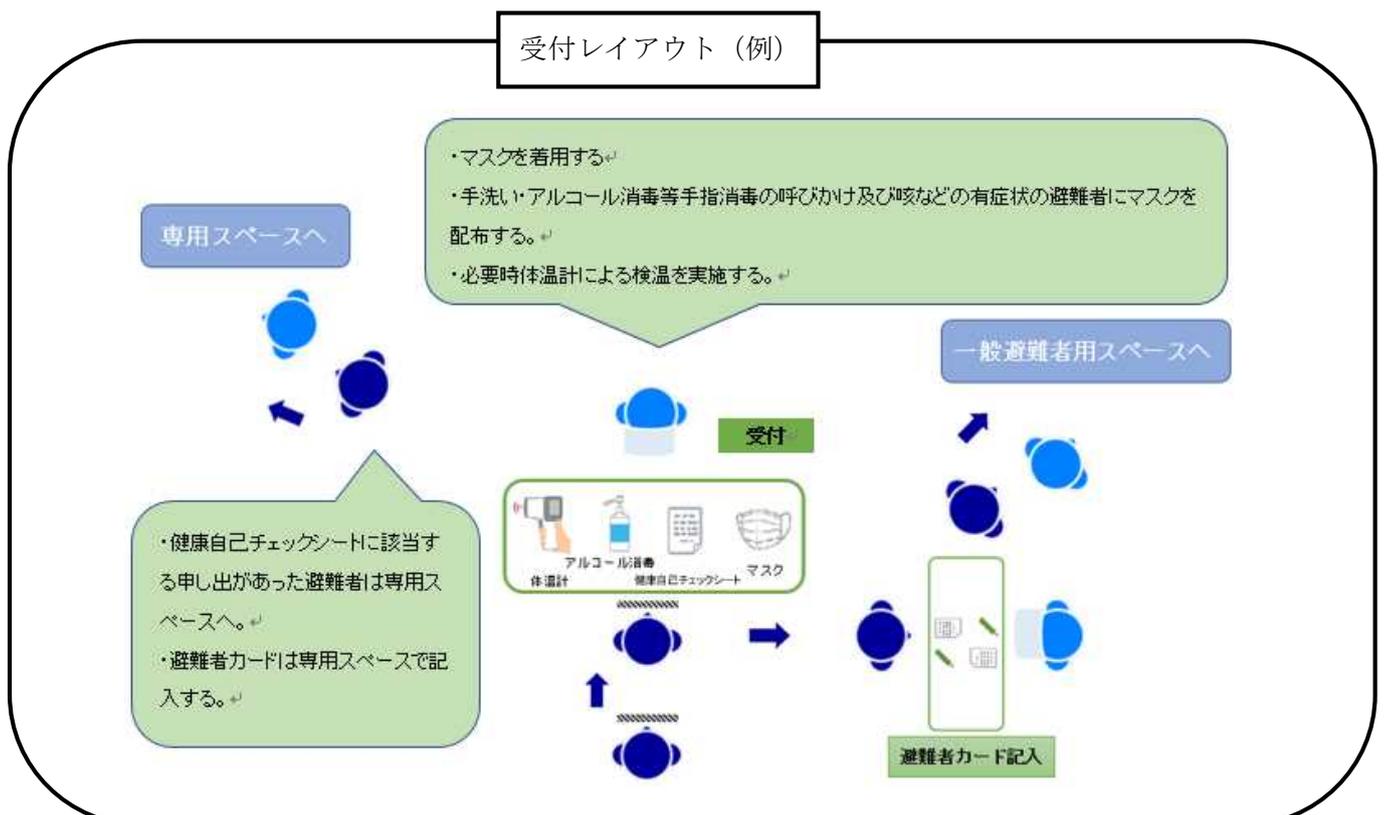
(1) 避難所開設初期の受入れ

震災時避難所運営マニュアルの「第2 震災時避難所の開設要領」、「1 避難者による開設・行動」に記載のとおり、町内会・自治会ごとに集合し、リーダーを決めて、「情報収集連絡票」により情報収集を行うとともに、以下により、町内会・自治会ごとに避難所到着時の避難者の健康状態の確認をします。

- ① 避難者に手洗い・アルコール消毒等手指消毒の声掛けをして、咳など有症状の避難者にマスクを配布します。
- ② 必要に応じて、体温計による検温を実施します。
- ③ 次ページの「健康自己チェックシート」の項目に留意し、該当する症状がある場合には申し出るように促します。
- ④ 世帯ごとに「避難者カード」を記入します。

(2) 受付を設置しての受入れ

避難所開設からしばらくしたら、下記の受付レイアウト(例)により、受付を設置し、マスクを付けて対応します。受付で前記(1)避難所開設初期の受け入れの①から④を実施します。



健康自己チェックシート

次のいずれかの症状がある場合には、
すぐにお知らせください

- ① 熱(37.5度以上)がある。
- ② 咳・たんなどの呼吸器症状がある。
- ③ 発疹がある。
- ④ 下痢や嘔吐の症状がある。
- ⑤ その他体調が悪い。

※受付設置後は、「健康自己チェックシート」を貼り出し、健康状態のチェックを呼びかけます。

2 避難所全体のレイアウト

体育館のほかに、震災時避難所運営マニュアルで、事前に指定されている校舎の避難スペースを早期に開放して、感染の拡大防止を図ります。(次ページ避難所全体のレイアウト(例)参照)

(1) 発熱者等の有症状者専用スペースを設ける

「健康自己チェックシート」により、発熱など体調不良の申し出があった避難者の専用スペースを校舎の避難スペースの教室から確保します。

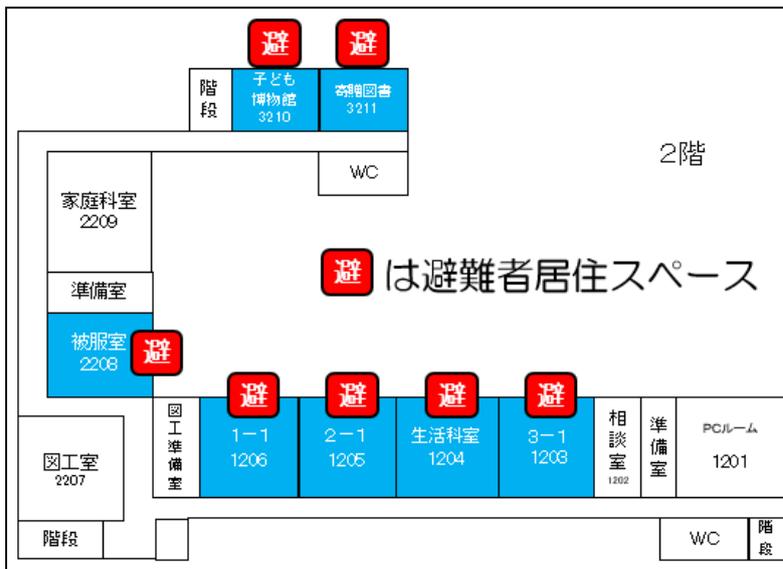
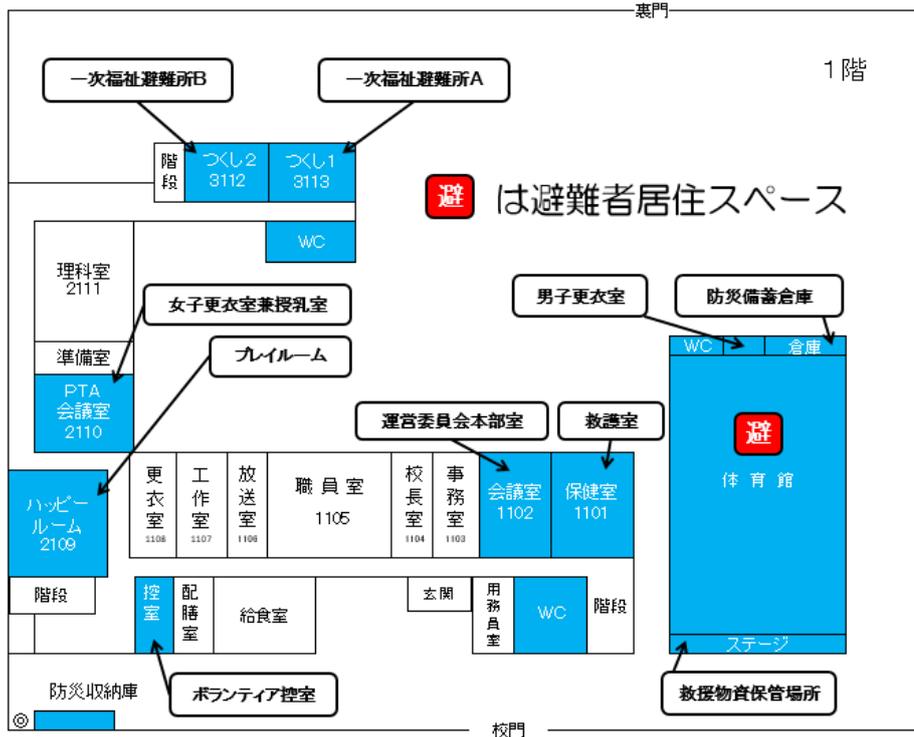
専用スペースは、可能な限り専用の階段やトイレが確保できる教室とします。

(2) 車中避難について

これまでと同様に、避難所敷地内での車での避難(車中避難)はできません。理由については次のとおりです。

- ① 震災時避難所での避難生活は長期間となりますので、エコノミークラス症候群など、健康に悪影響が出る可能性があるためです。
- ② より利便性を求めて頻繁に移動してしまうので、健康状態をはじめ、避難者の状況、人数の把握が難しいためです。
- ③ 震災時避難所は、避難生活をおくる場所であるとともに、地域への生活支援の拠点となります。支援物資を搬入する車両やお風呂等の避難所を支援する車両の妨げになるためです。
- ④ グラウンドへの車の乗り入れにより、学校再開に支障をきたします。また、避難者及び生徒・児童がいるため、走行時に危険が伴います。

避難所全体のレイアウト（例）



・体育館だけでなく、事前に指定している校舎の避難スペースを開放して、避難スペースを拡大します。

・校舎の避難スペースの教室から発熱者等の有症状者専用スペースを設けます。



3 一般避難者（健康な方）スペースのレイアウト

- (1) 避難所が開設された初期のスペースの区割りはポップアップ式テント50張のみとなります。専用スペースや一次福祉避難所において優先して使用するため、避難者はマスクの着用を推奨し、避難者同士の距離はできるだけ開けます。必ずしも養生テープ等で避難者のスペースを区切る必要はありませんので、距離をとることを意識しましょう。
- (2) 間仕切りシステムが避難所に届いたら、避難者の滞在スペースを区切り、寝床の間隔をできるだけ離し、感染防止対策に努めます。
- (3) 間仕切りの間に、できるだけ離れた通路を設けます。



4 専用スペースのレイアウト

- (1) 校舎の避難スペースの教室から発熱者等の専用スペースを確保します。
- (2) できる限り、個室とし、専用のトイレが確保できる教室とします。
- (3) 発熱者等が数人いて、個室にできない場合には、ポップアップ式テントや支援物資として届く間仕切りシステムを活用し、避難者の滞在スペースを区切り、寢床の間隔をできるだけ離し、感染防止対策に努めます。
- (4) 間仕切りの間に、できるだけ離れた通路を設けます。

IV 避難所の運営

基本的な感染症対策の徹底

避難所を開設する場合の感染症対策の基本は、十分な換気や避難者同士の適切な距離・スペースを確保する、発熱、咳等の症状がある、または感染症が疑われる避難者がいる場合は、別室や間仕切りを設置し、一般避難者とスペースを分けるとともに、可能な限り他の避難者と動線を分離する「一般避難者スペースと体調不良者スペースの分離」、そして十分な手洗い、手指消毒や、マスク着用等の咳エチケット等の基本的な感染対策がとれるように留意することが重要です。

なお、マスクの着用は個人の判断にゆだねることを基本としつつ、咳など有症状の避難者には、周囲への感染防止のために着用を推奨します。

避難所運営上のポイント

(1) 手洗いや咳エチケットの徹底（別添資料1参照）

- ・ 基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用などを徹底します。
- ・ 手洗いの基本は、「液体石けんを使用し洗い流すこと」ですが、震災時は、断水により難しい場合が想定されます。その際は、アルコール消毒液による手指消毒を行いましょう。

(2) 定期的な清掃(消毒)や換気（別添資料2・3参照）

- ・ 避難所の衛生環境の確保として、定期的な清掃(消毒)や換気を徹底します。
- ・ 清掃(消毒)は、アルコール消毒液や洗剤(界面活性剤)、次亜塩素酸ナトリウムによる拭き掃除を基本とします。ドアノブやテーブルなど人がよく触る場所をこまめに拭き取ります。
- ・ 換気は天候により常時、困難な場合はこまめに(1日4～5回程度)、2方向の窓や扉を開け、避難スペース内に空気が通るようにします。

(3) 使用済みマスク等の捨て方（別添資料4参照）

- ・ 使用後のマスクや鼻水等が付着したティッシュ等の廃棄方法を徹底します。
- ・ ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう。
- ・ 使用後のマスク等に直接触れることがないように、しっかりとごみ袋を縛りましょう。
- ・ ごみを捨てた後は、手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を行いましょう。

(4) 避難者の健康観察等の実施

- ・ 避難者の健康観察は、入所時だけでなく、毎日継続的に実施する必要があります。
「健康自己チェックシート」を避難所内に掲出して、周知を図り、毎日行います。
- ・ 避難者のみならず、避難所に出入りするすべての人が対象となります。
- ・ 「健康自己チェックシート」に該当する症状がでた場合には、避難者に申し出るように周知し、申し出があった場合には、避難スペースを体育館から校舎の専用スペースの教室に移します。また、市職員を通じて、災害対策本部へ報告します。
- ・ 専用スペースの避難者は、定期的に避難所を巡回する保健師により、詳細な症状の観察を行い、必要に応じて、医療機関等に搬送し、検査及び治療を受けます。

V 参考資料

資料1：一般的な感染症対策について

資料2：共用場所の掃除のポイント

資料3：0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

資料4：新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

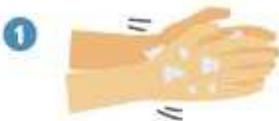
！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省 検索



【資料2】 共用場所の掃除のポイント

共用場所の掃除のポイント

不特定多数の人が触る場所は、1時間に1回など、時間を決めてアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで拭き掃除をしましょう。

トイレの清掃・除菌すべき箇所



人の手がよく触れる箇所



新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック
(認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD))抜粋

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

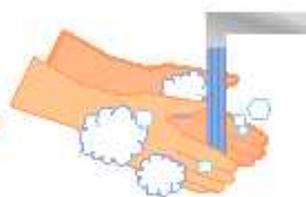
①ごみ箱にごみ袋をかぶせませず。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

